

◎新潟県告示第302号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年3月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 施行者の名称

新潟市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 新潟都市計画下水道事業

(2) 名称 新潟市中部公共下水道

3 事業施行期間

昭和44年3月28日から平成30年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和44年建設省告示第763号、昭和46年新潟県告示第431号、昭和52年新潟県告示第751号、昭和55年新潟県告示第2512号、昭和56年新潟県告示第2326号、昭和57年新潟県告示第1421号、昭和57年新潟県告示第3226号、昭和59年新潟県告示第951号、平成5年新潟県告示第569号、平成5年新潟県告示第2490号、平成8年新潟県告示第205号、平成10年新潟県告示第743号、平成11年新潟県告示第1379号、平成18年新潟県告示第559号、平成20年新潟県告示第606号及び平成24年新潟県告示第1372号の事業地のうち中央区幸西4丁目地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

平成24年新潟県告示第1372号の事業地から中央区一番堀通町、関南町、幸西4丁目及び関新2丁目並びに西区平島3丁目、坂井1丁目、坂井東2丁目及び小新地内並びに中央区万代島から三和町まで及び竜が島1丁目から沼垂東6丁目までの区間内を削る。